

新しく作られた植物の権利について

学んでみませんか？

平成29年1月14日(土)

9:30~10:30

参加費無料
申込不要



演題：新しい植物の品種にも
権利がある！？
“育成者権”ってなに？

講演者：川上 司（種苗管理センター）

場所：食と農の科学館

茨城県つくば市観音台 3-1-1

新しいものを発明したとき、発明者は「特許権」を取ることができますが、実は新しい植物を作った人も「育成者権」を取得することができます。

今回はこの「育成者権」と、それを守る「植物品種保護制度」について、みなさまにわかりやすくご紹介します。

